

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用の許可
処 分 権 者	館長
根 拠 規 定	美郷町公民館設置条例施行規則第 4 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町公民館設置条例施行規則第 4 条、第 5 条第 1 項、第 6 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町公民館設置条例施行規則 （使用許可） 第 4 条 公民館を使用しようとする者は、館長の許可を受けなければならない。 （使用許可の手続） 第 5 条 公民館使用の許可を受けようとする者は、当該使用日の 5 日前までに公民館使用許可申請書（様式第 1 号）を提出しなければならない。 2 略 （使用の不許可） 第 6 条 館長は、次のいずれかに該当する場合は、公民館の使用を許可しないことができる。 （1） 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 （2） 館長が使用させることを不相当と認めるとき。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	即日
備 考	使用日の 5 日前までに申請（5-1）
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日